

# 前橋市焼却灰運搬車両広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、焼却灰運搬車両広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

## 1 焼却灰運搬車両広告の内容について

名称	前橋市焼却灰運搬車両広告掲載
内容	前橋市の所有する焼却灰運搬車両へ企業広告を掲示
規格	①縦0.5m×横3.5m以内 側面2面/1台 ②縦0.74m×横3.5m以内 側面2面/1台
掲載期間	6ヶ月または1年間(更新可)
備考	掲載開始日及び終了日は、別途協議のうえ定めるものとします。
主な走行経路	六供清掃工場、荻窪清掃工場、前橋市最終処分場、富士見最終処分場の各施設間

## 2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	掲載料(税込み)
焼却灰運搬車両側面	①0.5m×3.5m ②0.74m×3.5m	①2台 ②1台	1枠あたり 120,000円/年または 600,000円/6ヶ月
掲載可能な業種・内容	・企業、個人の事業者又は商店街等の連合体 ・公共的団体その他これに類するもの ・市税滞納のない者 ・その他市長が適当と認めた者 上記のほか、前橋市広告掲載要綱、広告掲載取扱基準及び前橋市焼却灰運搬車両広告掲載基準(別表)に規定するもの		
入稿締切日	掲載決定後、指定日までに提出してください。 内容が適当でないと判断された場合には、原稿を変更していただくことがあります。		
その他	・原稿に広告である旨を明記してください。 ・納入方法等の諸手続については、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。 ・広告の掲載、撤去及び色あせ等の修復に要する経費、また、撤去等により車両に破損が生じた際の原状回復に要する経費は、広告主が負うものとします。		

## 3 申込みについて

申込み方法	掲載希望者は、必要書類を添えて申込書を提出してください。
申込み締切日	8月31日(水) ※締切日までに応募が枠数に達しない場合は、締切日後も随時受付。

## 4 掲載決定の方法

掲載決定方法	締切日までに枠数を超えた応募があった時には、内容を審査のうえ抽選により決定します。
その他	次のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことがあります。 ①指定された期日までに広告原稿の提出、掲載の施工がなされなかったとき ②内容が適当でないと判断された場合において、原稿の変更がなされなかったとき ③広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき ④その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき 上記により掲載決定の取消しがなされたにもかかわらず、広告物が撤去されない場合には、広告主の負担により市が撤去するものとします。

### ◆担当課 問い合わせ先

前橋市環境部清掃施設課管理係

電話:027-223-5300

E-mail:seisoushisetu@city.maebashi.gunma.jp